介護保険サービス等自主点検表(認知症対応型共同生活介護) (令和6年11月8日更新)

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等に一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

地密基準 : 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

・解釈通知 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

・市条例 : 奈良市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成30年奈良市条例第12号)

・市要項 : 奈良市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する要項

I 基本方針 Ⅱ 人員基準

Ⅲ 設備基準 IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1(*) 基本方針	指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものであるか。				地密基準第89条	
I-2 暴力団の排除	指定認知症対応型共同生活介護の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。				市条例第4条	
Ⅱ-1* 従業者の員数	業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の前年度の平均利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上としているか。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合で	2常勤職員の1日の勤務時間を8時間 3夜間及び深夜の時間帯を21時から6時 ↓ (9人÷3=3人) ×8時間=24時間となり、3以外の時間帯の15時間の間に、24時間分の介護従業者の配置が必要となり、かつ、当該15時間の間は常に介護従業者が1人確保されていることが必要となる。 【滅算適用】 介護従業者について、配置基準を満たしていない場合は、人員欠如			地密基準第90条第1項、 第2項	・従業者の勤務体制及び 勤務実績がわかるもの (例: 勤務体制一覧表、 動務実績表) ・従業者の勤怠状況がわ かるもの(例: 夕 理システム) ・資格要件に合きを は、資格をがわかの写し)
	・ 介護従業者のうち1以上は、常勤の者か。				地密基準第90条第3項	1

項目	チェックポイント	留意事項	谪	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
74.1	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められる者を専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。 【解釈通知第3-5-2(1)3】【市要項第3章第5-1】計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。ただし、2以上の共同生活住居を有しており、かつ、管理者が1名のみの事業所にあっては、計画作成担当者と管理者の兼務はできない。	田心子头			地密基準第90条第5項	上に底心がも入自
	計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であるか。				地密基準第90条第6項 地密基準第90条第7項	
	計画作成担当者のうら「以上の者は、介護文援専門員であるか。				地密基準第90余第/項	
	介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者 の業務を監督しているか。				地密基準第90条第8項	
	介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者であるか。				地密基準第90条第10項	
Ⅱ-2* 管理者	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は(「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削除。)他の事業所、施設等<令和6年度改正事項>の職務に従事することができるものとする。 【解釈通知第3-5-2(2)1】事業所における事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。<令和6年度改正事項>また、1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居の管理者と兼務も可能。	管理職等の立場であっても、出勤簿やタイムカード等で勤務時間を 記録しているか。			地密基準第91条第1項	・管理者の雇用形態がわかるもの ・管理者の勤務体制及び ・管理者の勤務体制及び ・管理養がわかるもの (例:勤務実績を) ・動務実績表) ・かるもの(例:タイム カード、勤怠管理システム) ・一、動きではいたことが わかるもの
	共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であるか。 「解釈通知第3-4-2(2)2準用】管理者は、指定を受ける際に、地域密着研修通知「(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているものとする。				地密基準第91条第3項	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
同生活介護事業 者の代表者	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であるか。 【解釈通知第3-4-2(3)1準用】指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者とは、基本的には運営法人の理事長や代表取締役をいうものであるが、別に地域密着型サービス部門の代表者を定めることも可能である。 【解釈通知第3-4-2(3)2準用】指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、指定を受ける際に、地域密着研修通知3(1)の「認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、指定を受ける際に、地域密着研修通知3(1)の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているものとする。				地密基準第92条	
	Transaction Transaction		1		地密基準第93条第1項	・平面図(行政機関側が
設備及び備品等	1以上3以下としているか。	に変更届を提出しているか。				保存しているもの)
	共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。				地密基準第93条第2項	
	●【解釈通知第3-5-3(1)】1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれの共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。					
	●【解釈通知第3-5-3(2)】原則として、全ての事業所でスプリンクラーの設置が義務付けられているため、留意されたい。					
	1の居室の定員は、1人としているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。				地密基準第93条第3項	
	1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としているか。				地密基準第93条第4項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域 住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民 との交流の機会が確保される地域にあるか。				地密基準第93条第6項	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1* 内容及び手続の 説明及び同意	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ● 【市要項第3章第5-2】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・利用料その他の費用の額 ・緊急時の対応 ・事故発生時の対応 ・事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制及び窓口(事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先)・守秘義務 ・利用定員 ・非常災害対策 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) ● 【地密基準第3条の7第2項準用】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。	įν.,			地密基準第3条の7準用	・重要事項説明書(利用申込者の同意があったことがわかるもの)・利用契約書
IV-2 提供拒否の禁止	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいないか。 【解釈通知第3-1-4(3)準用】利用申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合・その他利用申込者に対して適切なサービスが行えない場合				地密基準第3条の8準用	
IV-3* 受給資格の確認	は 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。				地密基準第3条の10第1項 準用	・介護保険番号、有効期 限等を確認している記録 等
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が 記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活 介護を提供するように努めているか。				地密基準第3条の10第2項 準用	
IV-4 要介護認定の申 請に係る援助	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。				地密基準第3条の11第1項 準用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。				地密基準第3条の11第2項 準用	
IV-5* 入退居	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。				地密基準第94条第2項	・アセスメントの結果が わかるもの ・モニタリングの結果が わかるもの
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。				地密基準第94条第3項	・認知症対応型共同生活 介護計画(利用者の同意 があったことがわかるも の) ・診断書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。				地密基準第94条第4項	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。				地密基準第94条第5項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその 家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供 及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めている か。				地密基準第94条第6項	
IV-6* サービス提供の 記録	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居して いる共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に 記載しているか。				地密基準第95条第1項	・サービス提供記録 ・モニタリングの結果が わかるもの
	■【解釈通知第3-5-4(2)2】指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にサービス提供記	 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによ			地密基準第95条第2項	
IV-7* 利用料等の受領	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護その他の サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介 護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。			介護保険法第41条第8項 準用	·請求書 ·領収書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。				地密基準第96条第1項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。				地密基準第96条第2項	
	●【解釈通知第3-1-4(13)2準用】そもそも介護保険給付の対象となる指定認知症対応型共同生活介護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない・利用者に当該事業が指定認知症対応型共同生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。・会計が指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計と区分されていること。					

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、次に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ・食材料費 ・理美容代 ・おむつ代 ・その他指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用(以下、「その他の日常生活費」とする。) 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について(厚生労働省通知)】「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。 ・「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守すること。・「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスと				地密基準第96条第4項	
	の間に重複関係がないこと。 ・保険給付の対象となっているサービスと明確に区別されないような、曖昧な名目による 費用徴収は認められないため、費用の内訳を明らかにしていること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜が利用者等又はその家族等の自由な選択に基 づいて行われるものであり、当該費用の受領について利用者等又はその家族等に事前に十 分な説明がなされたうえで同意を得ていること。 ・「その他の日常生活費」の受領が、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲 内で行われるものであること。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額が、当該施設の運営規程において 定められており、かつ、その内容が記載された文書が施設の見やすい場所に掲示されてい ること。					
IV-8 保険給付請求の ための証明書の 交付	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。				地密基準第3条の20準用	
Ⅳ-9 * 指定認知症対応 型共同生活介護 の取扱方針	指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心しで 日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行って いるか。				地密基準第97条第1項	
O フ 4人 J/ス / J 並 l	指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。				地密基準第97条第2項	
	指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。				地密基準第97条第3項	
	共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。				地密基準第97条第4項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 ① 【市条例第9条(1)】 身体拘束廃止委員会を設置し、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、次に掲げる事項について検討すること。・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか・身体的拘束等の内容、目的及び理由・拘束時間又は時間帯、拘束期間又は解除予定日・解除に向けた具体的取組				地密基準第97条第5項	・身体的拘束等の記録 (身体的拘束等がある場合) ・身体的拘束等の適正化 のための指針 ・身体的拘束等の適正化 ・身体的拘束等の適正化 検討委員会の開催状況及 び結果がわか束等の適正化 のための研修の開催状況 及び結果がわかるもの

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 【解釈通知第3-5-9(4)3】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。<令和6年度改正事項> 【市条例第9条(2)】【市要項第3章第4-1準用】やむを得ず身体的拘束等を実施することとなった場合は、あらかじめ利用者及びその家族に委員会での検討結果の説明を行い、同意を得ること。	【滅算適用】 身体的拘束等を行う際の記録をしていない場合は、身体拘束廃止未 実施減算有り。			地密基準第97条第6項		
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ●【解釈通知第3-5-4(4)4】身体拘束適正化検討委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業員のほかに、第三者や専門家を加えることが望ましい。	【滅 <u>算適用】</u> 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、定期的 な研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施滅算有り。			地密基準第97条第7項		
	●【解釈通知第3-5-4(4)5】身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方・身体的拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項・身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針・事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針・利用者等に対する当該指針の関覧に関する基本方針・その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ●【解釈通知第3-5-4(4)6】身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を行うことが重要であ						
	る。 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。 ・外部の者による評価 ・運営推進会議における評価				地密基準第97条第8項	・外部又は運営推進会議 による評価の結果	
IV-10 * 認知症対応型共 同生活介護計画	共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に 関する業務を担当させているか。				地密基準第98条第1項	・認知症対応型共同生活 介護計画(利用者の同意 があったことがわかるも	
の作成	認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。				地密基準第98条第2項	の) ・アセスメントの結果が わかるもの	
7	計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。				地密基準第98条第3項	・サービス提供記録・モニタリングの結果が わかるもの	
	計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容に ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	計画に対する同意は、利用開始よりも前に得ているか。			地密基準第98条第4項		
	計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対 応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。				地密基準第98条第5項		

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。				地密基準第98条第6項	
	認知症対応型共同生活介護計画の変更に際しては、認知症対応型共同生活介護計画の 作成と同様の基準を満たしているか。				地密基準第98条第7項	
IV-11 * 介護等	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、適切な技術をもって行っているか。				地密基準第99条第1項	・雇用の形態(常勤・非 常勤)がわかるもの ・サービス提供記録
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。				地密基準第99条第2項	
	利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。				地密基準第99条第3項	
IV-12 社会生活上の便 宜の提供等	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援 に努めているか。				地密基準第100条第1項	
Lo kev y	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。				地密基準第100条第2項	
	●【解釈通知第3-5-4(7)2】特に、金銭が発生するような手続等を代行する場合には、書面 等により事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとす る。					
	 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに 利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。				地密基準第100条第3項	
IV-13 利用者に関する 市町村への通知	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。				地密基準第3条の26準用	
IV-14* 緊急時等の対応	介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の 必要な措置を講じているか。	認しているか。			地密基準第80条準用	・サービス提供記録
IV-15 管理者の責務	指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介 護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調 整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。				地密基準第28条第1項準 用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				地密基準第28条第2項準 用	
IV-16 管理者による管 理	共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。ただし、(「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削除。<令和6年度改正事項>)当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。			_	地密基準第101条	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・利用定員 ・指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・入居に当たっての留意事項 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項	利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。			地密基準第102条	・運営規程
	●【解釈通知第3-1-4(21)1準用】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載して差し支えない。(重要事項説明書に記載する場合も同様) ●【解釈通知第3-5-4(8)】「その他運営に関する重要事項」としては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。					
	●【解釈通知第3-1-4(21)6準用】虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。					
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 ①【解釈通知第3-5-4(9)1】共同生活住居ごとに、次に掲げる事項を明確にすること。 ・介護従業者の日々の勤務体制 ・常勤、非常勤の別 ・管理者との兼務関係 ・夜間及び深夜の勤務の担当者 ②【市要項第3章第1-71準用】勤務表を作成する上で、介護従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。	記載項目が漏れていないか。			地密基準第103条第1項	・従業者の勤務体制及び 勤務実績がわかるもの (例:勤務に制一覧表、勤 務実績表) ・雇用の形態(常勤・非 常勤)がわかるもの
					地密基準第103条第2項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ●【市条例第11条】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。 ●【解釈通知第3-2の2-3(6)3準用】認知症介護に係る基礎研修については、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることにより、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させる観点から実施するものであること。なお、事業所が新たに採用した無資格の従業者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。	受講していない他の介護従業者にも、研修内容を回覧等で周知する			地密基準第103条第3項	・研修の計画及び実施が わかるもの

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 【解釈通知第3-1-4(22)6準用】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。) ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。)				地密基準第103条第4項	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化 防止のための方針
IV-19* 業務継続計画の 策定等	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 「●【解釈通知第3-5-4(12)2】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。・感染症に係る業務継続計画1平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)2初動対応3感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)・災害に係る業務継続計画1平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等、必要品の備蓄等、必要品の備蓄等、必要品の備蓄等。2緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)3他施設及び地域との連携	- 業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていない場合は、業務			地密基準第3条の30の2第 1項準用	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績が わかるもの ・訓練の計画及び実績が わかるもの
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ●【解釈通知第3-5-4(12)3】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時には別に研修を行うこと。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-5-4(12)4】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年2回以上定期的に実施するものとする。 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。				地密基準第3条の30の2第 2項準用 地密基準第3条の30の2第 3項準用	
IV-20* 定員の遵守	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	【滅 <u>算適用】</u> 定員を超過している場合は、定員超過滅算有り。			地密基準第104条	・国保連への請求書控え

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-21 協力医療機関等	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 「●【解釈通知第3-5-4(10)1】協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。			_	地密基準第105条第1項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次に 掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。<令和6年度改正事 項> ・利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制 を、常時確保していること。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。				地密基準第105条第2項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、 奈良市に届け出ているか。<令和6年度改正事項>				地密基準第105条第3項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。<令和6年度改正事項> ②【解釈通知第3-5-4(10)4】第二種協定指定医療機関との取り決め内容としては、流行初期期間経過後において、指定認知症対応型共同生活介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。<会和6年度改正事項>	○「第二種協定指定医療機関」=「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関」 ○「新興感染症」=「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症」			地密基準第105条第4項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。〈令和6年度改正事項〉 ②【解釈通知第3-5-4(10)5】協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。〈令和6年度改正事項〉				地密基準第105条第5項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に 入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再 び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう 努めているか。<令和6年度改正事項>				地密基準第105条第6項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めてお くよう努めているか。				地密基準第105条第7項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における 緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等 との間の連携及び支援の体制を整えているか。 ●【解釈通知第3-5-4(10)7】協力医療機関、協力歯科医療機関、その他のバックアップ施 設等から円滑な協力を得るため、あらかじめ当該協力医療機関等との間で必要な事項を取 り決めておくものとする。				地密基準第105条第8項	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書	
IV-22* 非常災害対策	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常 災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知す るとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 「解釈通知第3-4-4(16)1準用」消防法上、防火管理者を置かなくてもよい事業所におい			_	地密基準第82条の2第1項 準用	・非常災害時の対応計画 (管轄消防署へ届け出た 消防計画(風水害、地震 対策含む)又はこれに準 ずる計画)	
	ても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を 行わせるものとする。					・運営規程 ・避難、救出等訓練の実	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、防災訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。				地密基準第82条の2第2項 準用	施状況がわかるもの ・通報、連絡体制がわか るもの	
	● 【市条例第14条第2項】非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めること。		_				
	収容人数が10人以上の指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、防火管理者の選任及び消防計画を所轄の消防署に届け出た上で、当該消防計画に基づく消火及び 避難訓練等並びに消防の用に供する設備等の点検を実施し、それらについて法令で定 めるところにより消防署に定期的に届出等を行っているか。				消防法第8条		
IV-23* 衛生管理等	忍知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備 地密基準第33条第15 改用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じて ローロー 用 が。	地密基準第33条第1項準 用					
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。				地密基準第33条第2項準 用	・感染症の下めの所及びまんを を要ないでは、 ・感染症のの表の例解で ・感の防止のための開催が ・感の防止のためのない。 ・感の防止のためのがびずい。 ・感染症の下めのがびずい。 ・感染症のためのができるが、 ・感染症のためのがでする。 ・感染症のためのがない。 ・感が止めるが、 がわかるもの。 がわかるもの。 ・あいたが、 ・かいたが、 ・かいたが、 ・がいが、 ・がいたが、 ・がいたが、 ・がいたが、 ・がいたが、 ・がいたが、 ・がいたが、 ・がいたが、 ・がいが、	
	●【解釈通知第3-5-4(13)1】次の点に留意すること。 ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び蔓延を防止するための措置について別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。						
	●【解釈通知第3-5-4(13)2イ】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置で連営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。						
	●【解釈通知第3-5-4(13)2口】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省)」を参照されたい。 ・平常時の対策(事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等) ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等)						
	●【解釈通知第3-5-4(13)2ハ】感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に2回以上実施し、新規採用時にも研修を行うこと。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。						
	●【解釈通知第3-5-4(13)2ハ】感染症の予防及びまん延の防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に2回以上定期的に実施するものとする。						

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-24(*) 掲示	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 【地密基準第3条の32第2項準用】指定認知症対応型共同生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。				地密基準第3条の32第1項 準用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。(令和7年度から義務付け)<令和6年度改正事項> ●【解釈通知第3-1-4(25)準用】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。<令和6年度改正事項>	※令和6年度改正事項については、令和7年3月31日までは適用しない。			地密基準第3条の32第3項 準用	
IV-25* 秘密保持	指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。				地密基準第3条の33第1項 準用	る同意書 ・従業員の秘密保持誓約
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所 の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族 の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。			地密基準第3条の33第2項 準用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の 個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当 該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いか。			地密基準第3条の33第3項 準用	
IV-26* 広告	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。				地密基準第3条の34準用	・パンフレット/チラシ ・web広告
Ⅳ-27 指定居宅介護支 援事業者に対す る利益供与の禁 止	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。				地密基準第106条第1項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産 上の利益を収受していないか。				地密基準第106条第2項	
IV-28* 苦情処理	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に 係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(厚生労働省通知)」を参考とすること。			地密基準第3条の36第1項 準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 -
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。			地密基準第3条の36第2項 準用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				地密基準第3条の36第3項 準用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。				地密基準第3条の36第4項 準用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				地密基準第3条の36第5項 準用	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健 康保険団体連合会に報告しているか。				地密基準第3条の36条第6 項準用	
IV-29 調査への協力等	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に 関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行 われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村 から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行っているか。				地密基準第84条準用	
IV-30 * 地域との連携等	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 【解釈通知第3-2の2-3(10)1準用】運営推進会議をテレビ電話装置等を活用して行う場合に、利用者又はその家族が参加する際は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ること。 【解釈通知第3-2の2-3(10)1準用】運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催してもよい。 ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ・同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。	指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は	_		地密基準第34条第1項準 用	・運営推進会議の記録
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、運営推進会議への報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。				地密基準第34条第2項準 用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 ●【市条例第15条】事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。				地密基準第34条第3項準 用	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。				地密基準第34条第4項準 用	
IV-34 利用者者の出土の出土の出土の一個の一個では、 対し、のでは、 では、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上をの他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。<令和6年度改正事項> ●【解釈通知第3-4-4(21)準用】当該委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。 なお、当該委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。<令和6年度改正事項>	※令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。			地密基準第86条の2準用	

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-31* 事故発生時の対 応	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。 事故報告は介護福祉課に提出すること。 介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合 (ヒヤリハット事例) について記録しているか。			地密基準第3条の38第1項 準用	・市町村、利用者家族、 居宅介護支援事業者等へ の連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処 置の記録 ・損害賠償の実施状況が わかるもの
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	Lv.			地密基準第3条の38第2項 準用 地密基準第3条の38第3項 準用	
IV-32 * 虐待の防止	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、認知症対応型共同生活介護、者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・遣待の務生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ●【解釈通知第3-5-4(14)1】虐待防止検討委員会の構成メンパーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ●【解釈通知第3-5-4(14)2】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ・事業所における虐待の防止に関する基本方針・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針・虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項・成年後見制度の利用支援に関する事項・規令等に係る苦情解決方法に関する事項・規令等に係る苦情解決方法に関する事項・規令等に入ると情解決方法に関する事項・規制等の財出第を生の対策を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。 ●【解釈通知第3-5-4(14)4】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内の実務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に地関している者をど、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと表えられる者を選任すること。<今和6年度改正事項>	【減算適用】 ・虐待の防止に係る措置を実施していない場合には、高齢者虐待防 止措置未実施減算有り。			地密基準第3条の38の2準用	・虐待の防止のための対 策を検決及が もの ・虐待の防止のための指 ・虐待の防止のための ・虐待の防ひが ・虐待の ・をの計画 ・とがわかるもの ・とがわかるもの

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
Ⅳ-33(*) 会計の区分	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと に経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の 事業の会計を区分しているか。				地密基準第3条の39準用	
IV-34(*) 記録の整備	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記 録を整備しているか。				地密基準第107条第1項	
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。 ・認知症対応型共同生活介護計画 ・提供した指定認知症対応型共同生活介護の具体的なサービスの内容等の記録 ・やむを得ず実施した身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・地密基準第3条の26(準用)に規定する市町村への通知に係る記録 ・提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 ・認知症対応型共同生活介護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ・運営推進会議への報告、運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録	保存年限(5年間)より短くなっていないか。			地密基準第107条第2項 市条例第16条	